１．利用料金

（１）　種類

①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額を頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。

このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。下記料金には、地域加算（１単位=10.7円）が含まれています。

項目	内容	料金
居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	要介護１・２（１，０８６単位）	１１，６２０円
	要介護３・４・５（１，４１１単位）	１５，０９７円
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）	要介護１・２（５４４単位）	５，８２０円
	要介護３・４・５（７０４単位）	７，５３２円
初回加算 （３００単位）	新規に居宅サービス計画を策定した場合 要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合	３，２１０円
特定事業所加算（Ⅱ） （４２１単位）	主任介護支援専門員を配置、常勤ケアマネ計４名以上配置、計画的な研修の実施等条件を満たした場合	４，５０４円
特定事業所加算（Ⅲ） （３２３単位）	主任介護支援専門員を配置、常勤ケアマネ計３名以上配置、計画的な研修の実施等条件を満たした場合	３，４５６円
特定事業所医療介護連携加算（１２５単位）	前々年度３月～前年２月でターミナルケアマネジメント加算１５回以上及び退院・退所加算算定３５回以上及び特定事業所加算を算定している場合	１，３３７円
入院時情報連携加算（Ⅰ） （２５０単位）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合 （入院日前・営業時間及び営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む）	２，６７５円
入院時情報連携加算（Ⅱ） （２００単位）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して、利用者に関する必要な情報を提供した場合 （営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合は、その翌日を含む）	２，１４０円

退院・退所加算 （Ⅰ）イ （４５０単位）	病院又は施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けている場合	４，８１５円
退院・退所加算 （Ⅰ）ロ （６００単位）	病院又は施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けている場合	６，４２０円
退院・退所加算 （Ⅱ）イ （６００単位）	病院又は施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けている場合	６，４２０円
退院・退所加算 （Ⅱ）ロ （７５０単位）	病院又は施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供を２回受けており、うち１回以上はカンファレンスにより受けている場合	８，０２５円
退院・退所加算（Ⅲ） （９００単位）	病院又は施設等の職員から、利用者に関する必要な情報の提供を３回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスにより受けている場合	９，６３０円
通院時情報連携加算 （５０単位）	医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等から必要な情報を得た上で、ケアプランに記録した場合	５３５円
緊急時等カンファレンス加算（２００単位）	病院または診療所の求めにより、利用者宅でカンファレンスを行った場合	２，１４０円
ターミナルケアマネジメント加算 （４００単位）	在宅で死亡した利用者に対して、死亡前１４日以内及び死亡日に２日以上居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合	４，２８０円

②交通費

通常の事業の実施地域（八潮市）にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費が必要です。

通常の事業の実施地域を超えたところから片道 15km 未満　　250 円／1 回

通常の事業の実施地域を超えたところから片道 15km 以上　　500 円／1 回

③解約料

利用者の方はいつでも契約を解約することが出来、一切料金はかかりません。

（２）　支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 15 日頃までに前月の請求書を作成致しますので、各スタッフが訪問の際に現金にてお支払い下さい。